

農政情報

- | | |
|------|--|
| 主な記事 | 1. 県農業会議令和5年度事業計画・予算が決定
2. 認定農業者等約110名が研修・交流
3. 市町農業委員会会長・事務局長会議開く
4. 令和4年分決算・確定申告相談18会場で開く |
|------|--|

農地等利用最適化推進業務の明確な役割への着実な実行を 県農業会議令和5年度事業計画・収支予算を承認・決定

(一社)県農業会議は2月27日、第20回理事会を開催し、令和5年度事業計画・収支予算などについて審議し、承認・決定した。

令和5年度事業計画では、昨年6月に策定の「第2次・かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」を着実に実践し、実績を積み上げていくことが最優先であるとした。一方で、①依然として業務なかでも農業委員会の事務量が質・量ともに拡大し続け事務局推進体制の厳しさが増していること、②本年7月に改選を迎える10市町農業委員会への支援・協力も重要であることを踏まえ、農地利用最適化の推進業務、なかでも農業委員会の明確な役割等への着実な実行を最重要に取り組む。具体的には、①本県組織運動の着実な実践、②そのための担い手等の情報提供の強化、③任期満了を迎える10市町農業委員会における推進業務の継続を掲げ、農業委員会に寄り添いキメ細かな支援・協力を主軸に展開していくとした。

なお、令和5年度事業計画（抜粋）と、農業委員会業務における当面の重点対応については次のとおり。

令和5年度事業計画（抜粋）

I 事業方針

食料は、我が国の食料自給率40%程度や世界人口増の推移等を鑑みれば、国内農業生産の増大と持続への実現が重要である。

国は食料生産の基盤を成す農地の維持と有効利用を推進すべく昨年10月に改正農山漁村活性化法を施行し、本年4月には農業経営基盤強化促進法等の一部改正が施行する。また、食料・農業・農村基本法の検証・見直しを始め今後の農地法制のあり方を検討している。

国内の農業・農村は農業生産力と農村活力が脆弱化の一途を辿っており、なかでも本県は、販売農家数が5年前に比べて21.5%減少し、基幹的農業従事者の平均年齢71.3歳（全国67.8歳）、担い手への農地集積率30.8%（全国58.9%）、荒廃農地率20.1%（全国6.1%）など、全国に増して深刻な事態にある。さらに主食用米の作付けが毎年400ha程度減少しており、農地の借り手不足と農地の遊休化に加えて、農道・水路・ため池等の機能不全に拍車がかかるなどを危惧する。

県では令和3年10月に「香川県農業・農村基本計画」を策定し、儲かる農業の推進等の基本方針のもとで各種施策を展開している。この計画の展開において、何よりも再生産可能な農業収入の確保を不可避に、生産から消費に至る総合的な香川型の推進強化が望まれる。

本年度の農業委員会組織は、平成28年4月施行の改正農業委員会法の下で必須業務の農地等利用の最適化推進が8年目にあたり、コロナ禍の収束方向に伴って一層の推進活動の強化と実績への期待が高まっている。

特に、①昨年2月2日付け農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく取り組みの向上のほか、②今後の地域計画での目標地図（素案）作成と集落座談会等の話し合いへの積極的な関与、③活性化計画の活用も視野に遊休農地の発生防止と解消等への具体的な取り組み、④改正農地法による第3条第2項第5号（下限面積要件）の撤廃に伴う厳正な許

認可業務の実施等が主要課題にあたる。

また、農業委員会統一改選の年度であり、全国1,697委員会中1,184委員会(69.7%)が改選を迎える、農地等利用の最適化推進活動の切れ目のない対策も重要である。

こうした農業委員会組織を取り巻く情勢の中で、本県の市町農業委員会と県農業会議は、昨年6月に「第2次・かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」を策定し、農地等利用の最適化推進活動の強化に取り組んでいる。今後は現運動を着実に実践し、活動の積み重ねと実績の向上を図っていくことが最優先であるが、依然として業務、なかでも事務量が質・量ともに拡大し続け事務局推進体制の厳しさが増している。

また、本年7月に改選を迎える10市町農業委員会(58.8%、農業委員・農地利用最適化推進委員320名、51.1%)への支援・協力の充実も重要である。

以上のような諸情勢や認識の下、農地利用最適化の推進業務、なかでも明確な役割等への着実な実行を最重要に取り組むこととする。具体的には、①本県組織運動の着実な実践、②そのための担い手等の情報提供の強化、③任期満了を迎える10市町農業委員会における推進業務の継続を掲げ、農業委員会に寄り添いキメ細かな支援・協力を主軸に展開する。

また、その他の各種業務については、取組内容の充実を最優先課題に推進する。

II 業務規程に基づく基本的推進方針（要点）

1. 農業委員会業務相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援業務

- 市町農業委員会における農地等利用最適化推進への具体的活動を促進し、キメ細かな支援・助言等活動の強化
- 県内10市町農業委員会（高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、さぬき市、直島町、宇多津町、三木町、琴平町、多度津町）で農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了を迎える新体制でスタートすることから、農地利用の最適化推進等の業務が円滑に継続実施されるよう支援
- 女性の農業委員・農地利用最適化推進委員の組織活動等への支援

2. 農地に関する情報の収集、整理及び提供業務

- 令和4年4月から市町農業委員会の農地台帳・地図の全国システムが農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)と連携して稼働している。システムの円滑な活用と台帳データの適時更新の定着を促進

- タブレット端末の利用状況調査、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動記録等への円滑な活用支援

3. 農業経営を営み、又は営もうとする者に対する支援

- 「香川県新規就農・農業経営相談センター」の事務局を担う(公財)香川県農地機構とともに就農相談窓口活動へ取り組み、円滑な就農・就業を支援

農業法人等の求人情報収集・提供や、農業法人等が行う正規従業員の育成に向けた実践研修等への適正な実施を支援

4. 法人化の支援その他農業経営の合理化支援業務

- 認定農業者等担い手の複式簿記による日常での計数管理を促進し、複式簿記・青色申告・経営分析の一貫的な指導・支援により、農業者の経営確立・改善活動への基礎づくりの促進強化
- 「香川県新規就農・農業経営相談センター」による認定農業者等担い手の経営継承、法人化や法人運営等への伴走型の支援

5. 認定農業者等農業担い手の組織化及び組織運営支援業務

農業会議が事務局を預かる組織が組織目的を達成されるよう運営と活動を支援

- 香川県農業経営者協議会
- かがわ農業経営者組織ネットワーク
- 香川県集落営農法人等協議会
- 香川県農業機械銀行協議会
- (JA香川中央会との共同事務局)

6. 農業一般に関する調査及び情報の提供業務

- 市町農業委員会を通じて田畠売買価格等を調査・提供
- 農政情報の定期発行のほか、全国農業新聞の普及拡大推進の強化、全国農業図書の活用促進
- 農業会議ホームページの一新による農業会議・市町農業委員会の活動情報の発信力強化

7. 農地法等その他の法令の規定により本会議が行うものとされた業務

- 毎月定期に常設審議委員会を開催し、地域を熟知している見識からの意見等も踏まえつつ農地法等の法令業務を遵守
- 違反転用の発生防止と早期是正

III 本会議の運営・業務に係る協議

農業委員会ネットワーク業務を担う本会議の運営と業務につき協議・決定するとともに、法令に基づく厳正かつ円滑な処理に資するため、以下の会議を開催する。

- ① 総会（6月）
- ② 理事会（5・2月）
- ③ 常設審議委員会（原則、毎月28日）
- ④ その他の会議（農業団体会議等）

- ⑤ 市町農業委員会等への日常研修の促進
- ⑥ 農地等利用の最適化推進等の情報発信力の強化
- ⑦ 各地区農業委員会連合会等への支援・協力
- ⑧ 農地法等の遵守の推進
- ⑨ 「かがわ農業委員会女性の会」への活動支援
- ⑩ 農業の担い手組織等への活動支援
- ⑪ 関係機関・団体との役割分担・連携強化への取り組み

IV 農政・組織活動の実施

- ① 各種事業の効果的な展開
- ② 政策提案活動等の実施
- ③ 本県組織運動の着実な推進
- ④ 市町農業委員会事務局への支援・協力の強化

V 事業の実施

本会議の本年度基本的推進方針を踏まえつつ、「機構集積支援事業」や「担い手育成活動支援事業」等12の国・県の補助事業等を適正かつ計画的に取り組み、業務を効果的に推進する。

<<<< 農業委員会業務における当面の重点対応 >>>>

1. 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定必須化に伴う内容見直し

令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の作成について、努力規定から義務化となったことへの対応

2. 「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日 農林水産省経営局長通知）に伴う活動記録簿への記録等

農業委員会は毎年度、最適化活動に係る目標を設定し、農業委員・農地利用最適化推進委員は最適化活動の内容を記録簿に記録し、農業委員会は記録簿をもとに点検・評価し、その結果をインターネット等で公表するとともに県を通じて国へ報告

3. 地域計画に係る農業委員会における目標地図の素案づくり等

今後の農地利用の意向把握は可能な限り100%収集を目指すとともに、目標地図の素案作成と、集落座談会等への積極的な参加・合意づくり

4. 農地法第3条第2項第5号（下限面積要件）の撤廃に伴う一層厳正な審査

農地法第3条では個人の場合、現在「全部効率利用要件」、「農作業従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」が定められているが、令和5年4月1日施行の改正農地法により、「下限面積要件」が廃止となることに伴う一層厳正な審査

※ 不耕作目的や投機目的での取得を防止する観点から判断できるか等の懸念があり、

農地法第3条許可後に、①耕作されない場合は許可の取り消し、②管理耕作等に止まり農作物を栽培されない今までの転用許可申請は認めないなどの農地法関係事務に係る処理基準を見直すよう全国農業会議所へ意見を提出

5. 所有者不明土地の解消等への民事基本法制の見直しに伴う的確な相談対応

令和5年4月27日施行の相続土地国庫帰属法では、土地を手放すための制度が創設されるが、相続者が負担する10年分の土地管理費用相当額は、面積にかかわらず20万円、2,000m²では約186万円となる費用負担などに注意が必要

食料・農業・農村基本法検証や土づくりをテーマに研修・交流 第32回農業経営者研究交流集会で認定農業者等約110名が集う



(一社)県農業会議は、香川県農業経営者協議会とかがわ農業経営者組織ネットワークとの共催で2月20日、「第32回香川県農業経営者研究交流集会」を高松市内のホテルで開き、県内認定農業者等担い手や関係機関・団体等役職員約110名が出席した。

この交流集会は、経営者能力の向上や、経営者運動の一層の推進に資することを目的に毎年、開いているもので、今回は、「農業経営の持続的な発展に向けて」をテーマに食料・農業・農村基本法検証や土づくりについての内容となった。

集会では、農林水産省中国四国農政局の及川次長から「我が国の食料・農業・農村を取りまく状況と食料・農業・農村基本法の検証」、東京農業大学名誉教授で、全国土の会会長である後藤先生からは「国産肥料資源の活用による健康な土づくり」と題して講演があり、質疑応答、意見交換した。

及川次長は、あらゆるデータを紹介しながら、基本法検証の検討状況を説明した。また、香川県の農業・農村の現状もデータを整理しての提供・紹介があった。

後藤名誉教授は、土づくりについて分かりやすく、熱く語り、そのポイントは、

- ・農業生産には肥料が不可欠。元来、日本の土は痩せているが、土壤診断しその結果に応じた土壤改良・施肥管理が大切。
- ・バイオマス・未利用肥料資源の肥料活用で肥料自給率をUPしよう。
- ・農地に有機物を堆肥などの有機物を施す目的は、腐植を増やすためではなく、減らさないため。田んぼには堆肥がベスト、畑では新鮮有機物でもよい。完熟家畜糞堆肥の使い方に注意する。

などであり、「『環境にやさしい農業の実践』『健康な土づくり』には、有機・化学一辺倒ではなく、有機・化学を併用するべき。日本の有機農業は、『有機物活用型農業』であるべき」などと話した。



出席者から「本日の講演、大変勉強になった」、「食料・農業・農村を取り巻く状況等、資料がよくまとまっており参考になった」、「久しぶりに刺激になった。今、行っていることの整理ができた」、「健康な土づくりを意識したい」といった声が上がっていた。

今後20年を見据えた現行基本法の今後の展開方向を整理 食料・農業・農村基本法の検証・見直し議論進む

「食料・農業・農村基本法」に基づき農林水産省に設置されている「食料・農業・農村政策審議会は昨年9月29日、「基本法検証部会」を設置することを決め、食料・農業・農村基本法の検証・見直しについて議論が進められている。2月24日までに10回の会合が開かれ、本年6月に中間とりまとめの予定となっている。

2月24日の第10回会合では、現行基本法制定後20年間の情勢変化と、今後20年を見据えた現行基本法の今後の展開方向が整理され、その中で基本理念について、

①食料安全保障の定義を、国民の視点に立って、「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を将来にわたり入手可能な状態」と定義し、平時から食料安全保障の達成を図る。

②気候変動・海外の環境規制に対応しつつ、将来にわたって食料を安定的・持続的に供給できるよう、より環境負荷の低減に貢献する農業・食品産業への転換を目指す。

③今後、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や、付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大宗を担うことが想定され、農地の集約化に加え、これらの農業経営基盤の強化を図るとともに、スマート農業技術、新品種の導入を始めとして生産性を向上することによって農業の持続的な発展を図り、安定的な食料供給を確保する。

④地方自治体間の連携の促進、農業以外の産業との連携の強化、農村における生活利便性の向上等を通じて、都市から農村への移住、都市と農村の二地域居住、地域内でのビジネスにおけるイノベーションの創造などによって農村部と関係を持つ、いわゆる関係人口の増加を実現することで農村のコ

ミュニティ機能を維持する。また、人口減少により農村としての機能が低下した地域においても農業生産活動を維持するための生産基盤の維持管理を図る。

とした。

委員である(一社)全国農業会議所の柚木専務理事は第10回会合で、①「アジアモンスター地域での水田機能の在り方については、基本理念を議論する際に位置付けて明確にすべき。異常気象等への対応を含め、水田が持っている機能は非常に大きく、またそれを汎用化して様々な使い方ができるということを改めて位置付けすることが、食料安全保障にも結びつくと思料」、②「人口減少下においても生産力を維持できる生産性の高い農業経営については、基盤整備の観点もしっかり入れる必要。担い手への集約だけでなく、中山間地域等の条件不利地を効率的に利用するためには、基盤整備が不可欠であるので、理念にも記載し、関係法律で推進することが必要」、③「人口減少下の農業・農村の在り方について、法人経営や大規模経営の育成も必要ではあるが、いわゆる多様な担い手や半農半Xの生産や地域との関わりについても、議論を深めることが必要」、④「耕地利用率が非常に下がっているが、食料自給率や自給力とも連動している。日本列島すべてで二毛作は難しいと思うが、西日本地域などでそういった生産体制を再構築できるかも重要なポイント」、⑤「価格形成については、農業生産の現場サイドからすれば、再生産可能な適正な価格形成ということ。これが市場価格で適正に生み出されないのであれば、直接所得補償のような枠組みの議論とも連動してくるのではないか」などと農業委員会組織から私見を述べた。

今後の農地等利用の最適化推進の強化へ 市町農業委員会会長・事務局長会議開く



本年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法等を踏まえ、今後の農地等利用の最適化推進の強化に資するため、(一社)県農業会議は3月2日、高松市内のホテルで「市町農業委員会会長・事務局長会議」を開き、会長、事務局長等45名が出席した。

会議では、近藤事務局長から「県農業会議令和5年度事業計画等」について、(一社)全国農業会議所農地・組織対策部の堀江部長か

ら「農業を取り巻く情勢と農地利用の最適化等農業委員会活動の推進」について、県農政水産部農業生産流通課の古市課長から、「本県における水田農業の振興」について、それぞれ説明等があった。

出席者からは「下限面積撤廃への対応については、地域間での運用に差異が生じないよう一定の基準を設ける必要がある」、「様々な制度改正が行われる令和5年度を目前に事務量の増加等不安を感じることが多い。今後とも事務負担の軽減や補助金制度の拡充をお願いする」、「相続放棄されるような農地について国で対応できないものは農地中間管理機構が管理してもらえないか」などといった意見等が出された。

約420名が令和4年分決算・確定申告を終了 県下18か所で農業青色申告決算・確定申告相談会開く



(一社)県農業会議と県農業再生協議会は、2月8日から3月9日までの間、県下18会場で、令和4年分農業青色申告決算・確定申告相談会を開いた。

これは、関係機関が役割分担・連携して定例等で行っている経営管理講習会等で、複式

簿記の知識を身につけ決算まで終了した農業者を対象に、記帳結果を青色申告に活用しようと行っているもの。相談は、県農業会議が委嘱している税理士があたり、約420名が青色申告決算書と所得税及び消費税確定申告書等を作成した。

今後、県農業会議では、農業改良普及センター、市町、市町農業委員会等関係機関と引き続き連携し、これら決算結果をもとにした経営改善等に向けた支援などを行っていく。また、青色申告のメリット活かすため、収入保険や農業者年金への加入を促進するとともに、消費税インボイス制度や電子帳簿保存制度など税制改正にも適切に対応し、複式簿記・青色申告を推進していくことにしていく。

将来にわたり地域内の農地を守る組織へ 県農業機械銀行協議会が創立40周年記念集会



県農業機械銀行協議会（会長：溝縁康徳氏、綾歌南部農業機械銀行代表理事、共同事務局：県農業会議・JA香川中央会）の「創立40周年記念集会」が2月8日、高松市内のホテルで開かれた。

同協議会の一層の活動強化と各農作業受託組織の経営確立、地域に果たす役割・活動の充実を図ろうと、会員、関係機関・団体等40名が出席した。

溝縁会長からは、「現在12組織を会員として、農作業受託を中心に地域内の農家と関わり、過剰な機械投資を抑制し、高齢化が進み担い手不足の地域の遊休農地の発生防止、農業者の相互利益を図ることを目的に活動を続けている。創立40周年を契機として、今後の農業機械銀行の活動の方向などを考え、将来にわたり地域内の農地を守る組織でありたい。AIやドローンなどの新しい技術導入なども積極的に取り入れる必要がある。今後も引き続き、より一層の組織の充実強化を図り活動していく」との挨拶があった。

集会では、「農作業の安全対策」について、農林水産省農産局技術普及課の木庭氏から記念講演、また、「最近の農業情勢」について、(一社)全国農業会議所の青木主査から報告などがあった。

===== 全国農業図書 新刊紹介 =====

「農業経営基盤強化促進法等

2022年改正のあらまし

(A4判 32頁 550円)

農業経営基盤強化促進法等の一部改正のうち、農業委員会組織に関する深い改正内容について法律・政省令、通知等を分かりやすく説明した小冊子。関係資料をふんだんに盛り込んで具体的に整理。

===== 全国農業図書 新刊紹介 =====

「農業者の消費税

届出から申告・納付まで

(A4判 105頁 900円)

農業者で消費税の課税事業者となる方のために、消費税の仕組みや確定申告書の作成などを解説した手引書。インボイス制度導入で迫られる課税事業者の選択にあたっての判断要素や必要手続きなども説明。

全国農業新聞の普及拡大の取り組みをお願い致します

全国農業新聞は、農業委員会法第6条第3項業務の情報提供活動の一環として推進しており、全国農業新聞の活用、普及推進にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

年度末に向けて皆様方のさらなるご奮闘をお願い致します。

週刊 月4回金曜日発行 [月700円、年8,400円(消費税込)]

* 全国農業新聞は、農業者の代表機関である農業委員会ネットワークが発行している農業専門紙



＝常設審議委員会だより＝

1月28日に開催した常設審議委員会での協議結果は次のとおり。

- 市町農業委員会からの農地法第4条、第5条関係意見聴取事案について、第4条関係3件（5,021.11m²）、第5条関係6件（12,540.35m²）を審議の結果、許可相当と意見回答することを決定した。
- 県農政水産部農業生産流通課の坂口課長補佐から「県産水稻の生産振興方向」について説明があった。

1月

2月27日に開催した常設審議委員会での協議結果等は次のとおり。

2月

- 市町農業委員会からの農地法第4条、第5条関係意見聴取事案について、第5条関係17件（66,978.01m²）を審議の結果、許可相当と意見回答することを決定した。
- 事務局から「食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討」について説明した。

農業會議日誌

1月14日	新・農業人フェア（東京都内）
1月17日	市町農業委員会担当者会議（高松市）
1月18日、2月15日	かがわWe b就農相談会
1月28日	1月（第10回）常設審議委員会（高松市）
1月16日～2月24日	経営管理講習会（高松市ほか延べ29会場）
1月17日～2月17日	経営発展支援相談会（善通寺市ほか4会場）
2月8日	香川県農業機械銀行協議会創立40周年記念集会（高松市）
2月8日～3月7日	農業青色申告決算・確定申告相談会（三木町ほか17会場）
2月20日	第32回香川県農業経営者研究交流集会（高松市）
2月27日	県農業會議第20回理事会（高松市）
2月27日	2月（第11回）常設審議委員会（高松市）
3月2日	市町農業委員会会長・事務局長会議（高松市）
3月10日	令和4年度第18回女性の農業委員会活動推進シンポジウム（東京都内）

今後の主な日程

3月13・30日	話し合いスキルアップ研修会（地域計画の作成等に向けた話し合いの進め方研修（3回シリーズ））
3月28日	3月（第12回）常設審議委員会
3月29日	かがわ農業経営者組織ネットワーク創立20周年記念集会
4月28日	4月（第1回）常設審議委員会
5月30日	令和5年度全国農業委員会長大会

発行所：（一社）香川県農業會議
高松市仏生山町甲263番地1
電話：(087)813-7751
FAX：(087)813-7752
発行人：近藤 弥